

「さいたま市バリアフリー基本構想（改定素案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	バリアフリー化施設の計画時や改修時に、障害者や高齢者の意見を聞くことを意図した記述が見当たらない。 施設の供用開始直後に施設の不備を指摘しても、「工事が完了した後なので対応できない」と言われてしまった。「改装時に実現して欲しい」と要望したが、基本構想には「整備済」と記載されており、私たちの声が全く生かされていない。 健全者だけのバリアフリー施設の計画には障害者や高齢者の感覚が含まれていないことが多いので、整備前の計画段階から、遅くとも設計時までには「障害者や高齢者の意見を聴く」ことを大前提として整備してもらいたい。	2-1	1	バリアフリー基本構想は、既存施設のバリアフリー推進を主目的としております。新施設については、バリアフリー法等の関係法令の規定に基づき、個別事業のなかで整備基準への適合等を図っておりますが、施設の計画段階で高齢者、障害者等の意見を聴くことも重要であると考えておりますので、今後の取組みの参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
2	以下のとおり修正してもらいたい。 2-1ページ 目標1：計画的なバリアフリー化施設の整備を進めます。 鉄道駅や駅前広場、周辺道路、路外駐車場・都市公園・建築物等でのバリアフリー化の推進にあたっては、事前に障害者及びその介護者、高齢者の声を聴き施設間の連続性に配慮した施設整備を一体的・重点的に行います。バリアフリー化施設の機能を継続させるための維持管理を行います。 目標2：バリアフリーをみんなで理解し支えあう体制をつくりまします。 みんなのバリアフリー意識づくり、事業者、市民等による心のバリアフリー化の積極的な取組により、互いを思いやり、理解しあう気持ちを育み、コミュニケーションを図るとともに、これらのことを次の世代に伝えていきます。 目標3：バリアフリー化施設や取組をみんなに伝えてみんなの声を聴きます。 目標1により整備される計画があるバリアフリー施設や、既に整備されたバリアフリー施設の情報や目標2の各取組内容などについて、積極的に情報発信し、みんなの意見を聴き、生かします。	2-1	1	バリアフリー基本構想は、既存施設のバリアフリー推進を主目的としております。新施設については、バリアフリー法等の関係法令の規定に基づき、個別事業のなかで整備基準への適合等を図っておりますが、施設の計画段階で高齢者、障害者等の意見を聴くことも重要であると考えておりますので、今後の取組みの参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
3	バリアフリー基本構想で対象とする高齢者、障害者等に、「高次脳機能障害者」を加えた上で、「障害等による主な特徴」については、「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン)」に記されているような「対象者の主な特性(より具体的なニーズ)」に書き換えてもらいたい。	2-4 ～ 2-6	1	ご意見をいただきました箇所につきましては、本基本構想における「高齢者、障害者等」の定義を補足説明するため、国土交通省の「基本構想作成に関するガイドブック(参考資料編)」から引用掲載したものです。ご指摘を踏まえ、高次脳機能障害者についての記述を追加するとともに、より障害等についての理解を進められる内容とするため、障害等による主な特徴に加えて、具体的なニーズについて追記いたします。	ご指摘を踏まえ、表現を修正いたします。
4	2-5ページの「精神障害者」の主な特徴について、以下のとおり訂正すべき。 【主な特徴】 ・ストレスに弱く、疲れやすかったり、対面の会話対人関係やコミュニケーションが苦手な方もいます ・外見からは分かりにくく、障害について理解されずに孤立している方もいます ・子どもの頃学生時代に発症発病したり、長期入院による休職などのため社会生活に慣れていない方もいます ・認知面の障害のために、何度も同じ質問を繰り返し、つじつまの合わないことを一方的に話したり、怒り出す方もいます ・脳内の伝達機能の障害によりに支障がおき、知覚・思考・感情などに支障がある障害が起きて方もいます	2-5	1	各障害等の特徴については、国土交通省「基本構想作成に関するガイドブック(参考資料編)」から引用しております。	素案のとおりといたします。

「さいたま市バリアフリー基本構想（改定素案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
5	聴覚障害当事者として、非常時における文字による情報保障に関して、以下の2点をお願いする。 ①電車遅延、運転見合わせなどについて、改札口での文字による情報保障。（ホワイトボード、模造紙等） ②停車した電車車内での、携帯用ホワイトボード記載による車内案内	2-8	1	鉄道駅及び車両内での情報提供については、駅構内に可変式情報案内設備を分かりやすい位置に設置することや、車内では文字や音声等により運行に関する情報の提供に努める方針を示しております。本市では、県内の関係市町村と連携して鉄道事業者に対し鉄道のバリアフリー化について要望活動を行っており、障害のある方への適切な配慮を求めています。災害等の非常時における柔軟な運行情報の提供についても、事業者にお伝えしてまいります。	素案のとおりといたします。
6	改札口の改善項目に、有人改札の設置と、案内窓口がない場合には有人改札を案内窓口として兼用することが規定されている。さいたま市内鉄道駅でも無人化が進んでいるので、この規定を確実に守るよう、強く事業者働きかけることを追記してもらいたい。	2-8	3	国土交通省において、駅の無人化等要員配置の見直しに係るガイドラインを取りまとめる予定と伺っております。こうした国の動向も注視しながら、事業者働きかけてまいりたいと考えております。	素案のとおりといたします。
7	運行情報提供設備その他の案内設備の項目に、文字やピクトグラム等の案内表示について、バリアフリー整備ガイドラインに沿って、「サイン全般の明度差の確保と視認性のしやすさを図ること」を追記してもらいたい。	2-8	3	本基本構想における特定事業の実施に関するガイドライン等として、バリアフリー整備ガイドラインを示した上で、「案内表示は大きめの文字や色彩により、より読みやすい表示にする」ことを記載しております。サインの明度差の確保や視認性向上を図ることについても、追記いたします。	ご意見を踏まえ、サインの明度差の確保や視認性向上を図ることについて、追記いたします。
8	バス停留所に障害者、高齢者等が利用する椅子を設置すべき。	2-10	1	本基本構想では、駅前広場や歩道等のバリアフリー経路の整備取組方針に、ベンチ等の休憩施設の設置について記載しておりますので、引き続き、施策推進に取り組んでまいります。	素案のとおりといたします。
9	「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標」に沿って、歩車分離、及び交通量が多くかつ人通りの少ない道路の信号機を優先して、音響機能付加信号機とエスコートゾーンを設置することを明記してもらいたい。また、警察と協力して、歩行者等支援情報通信システム（PICS）スマートフォンアプリに対応し、かつ音響機能が付加されている信号機を設置することを追記してもらいたい。	2-10	3	「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標」に沿って、音響機能付加信号機とエスコートゾーンを設置する方針としております。歩行者等支援情報通信システム（PICS）については、市内において既に導入が進められておりますが、さらなる導入検討について追記いたします。	ご意見を踏まえ、歩行者等支援情報通信システム（PICS）のさらなる導入検討について追記いたします。
10	国土交通省バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）に「情報アクセシビリティ確保に向けたガイドライン」が新設され、JIS X8341-3:2016 の適合レベルを「AA」とすることが求められている。本市基本構想にもガイドラインに沿った情報アクセシビリティ整備と、適合レベルを追記すべき。	2-18	3	本基本構想における特定事業の実施に関する基準等として、バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）を示しております。情報アクセシビリティ確保についてもこれに含まれておりますが、バリアフリー化の取組方針に具体的に記述を追加いたします。	ご意見を踏まえ、情報発信に関する取組方針に情報アクセシビリティに関する記述を追加いたします。

「さいたま市バリアフリー基本構想（改定素案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
11	重点整備6地区は、平成16年及び平成25年改定時に設定されたものだが、鉄道の利用者が大宮・浦和に次いで多く（12万人/日）、高齢者人口密度も多い「南浦和」が重点整備地区に追加されなかったのはなぜか。2-24に「既存6地区の優先順位が現在も高いことが確認された」とあり、「移動が徒歩・事業の実施が特に必要」な地区が重点整備地区の要件とはあるが、釈然としない。	2-24	1	重点整備地区は、「鉄道駅の乗降客数」、「高齢者人口」、「主要な施設の立地状況」を主な指標として総合的な比較検討の上、設定しております。南浦和地区については、施設の立地状況の観点から現時点では重点整備地区としておりません。	素案のとおりといたします。
12	2-25の位置図で、「東浦和駅」の○(表示)が抜けている。	2-25	1	ご指摘のとおり修正いたします。	ご指摘のとおり修正いたします。
13	3-3(1)バリアフリー経路設定の基本方針の説明文章について、2-29の重点整備地区内において…の文章の後ろに、2-30の表2-3の上の文章推進地区の「バリアフリー化経路」…を続けて記載した方が、方針の理解が進むのではないか。	2-30	1	バリアフリー経路設定の考え方は、重点整備地区について適用されるものであるため、推進地区についての説明とは分けて記述しております。より分かりやすくするため、記載方法を見直します。	ご指摘を踏まえ、推進地区のバリアフリー化経路については別項目での記載に修正いたします。
14	2-42バリアフリー基本構想策定後の推進・管理体制の文章の中で、上から3行目「委員会」とあるが、「専門部会」では、またこの図の中で「心のバリア対象の教育啓発特定事業(3-3及び3-4)」は実施主体が「さいたま市」なので、このメンバーの中に入っているの理解でよいか。	2-42	1	「委員会」とは、バリアフリー専門部会を指しております。誤解の生じる表現であるため、修正いたします。また、2-42に記載のとおり、さいたま市も実施主体の1つです。	ご指摘を踏まえ、「委員会」を「専門部会」に修正いたします。
15	推進体制について、障害者団体の代表だけではなく、障害当事者のバリアフリー専門家を委員に加えて、スパイラルアップの中身を充実させてもらいたい。	2-42	3	本市では、スパイラルアップによるバリアフリーの推進体制として、バリアフリー専門部会に、障害当事者である障害者団体等に加え、バリアフリー関連施策に精通した学識経験者に参画いただいております。	素案のとおりといたします。
16	「スパイラルアップの取組内容」には、バリアフリー施設を整備する前の計画段階には障害者や高齢者は参加できない規定になっているため、これを改善すべく、以下のとおり訂正してもらいたい。 各特定事業の実施状況把握や関係者(障害者、高齢者を含む)で構成するバリアフリー専門部会などにより、障害者や高齢者の声を生かして特定事業計画を作成し、基本構想の進捗のフォローアップを継続的に実施していきます。 また、障害者や高齢者などの市民参加により、利用者の立場から駅や道路、建築物等の使いやすさなど、バリアフリーに関して点検する「まちあるき勉強会」を実施します。「まちあるき勉強会」は、バリアフリー基本構想に位置づけた事業等のバリアフリー整備状況について、市民参加型で障害者や高齢者などが確認することを目的としています。ここで得られた、ご意見やご要望に留意し、必要に応じて改良整備を行うなど、段階的・継続的な取組み(スパイラルアップ)を行うことで、誰もが使いやすい施設の整備や経路のバリアフリー化を進めていきます。	2-33	1	「まちあるき勉強会」は、これまで高齢者、障害者等の参加を得てバリアフリー化事業の実施状況の確認を行い、必要な改善を加えていくことで、スパイラルアップによるバリアフリー化を進めるため実施しております。より分かりやすくするため、説明を追加記載いたします。	ご指摘を踏まえ、「高齢者、障害者等」の市民参加により…」に修正するとともに、まちあるき勉強会等によるスパイラルアップの取組について、説明を追加いたします。
17	2-33(2)スパイラルアップの取組内容の説明文章は、”関係者で構成する「バリアフリー専門部会」や市民参加により、各特定事業の実施状況把握や点検を行い基本構想の進捗のフォローアップを継続的に実施していきます。市民参加とは、利用者の立場から…”としてどうか。	2-33	1	「まちあるき勉強会」は、高齢者、障害者等の参加を得てバリアフリー化事業の実施状況の確認を行い、必要な改善を加えていくことで、スパイラルアップによるバリアフリー化を進めるため実施しております。より分かりやすくするため、説明を追加いたします。	ご指摘を踏まえ、「高齢者、障害者等」の市民参加により…」に修正するとともに、まちあるき勉強会等によるスパイラルアップの取組について、説明を追加いたします。

「さいたま市バリアフリー基本構想（改定素案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
18	トイレの改修整備が必要な施設に、一般トイレ、バリアフリートイレともに、JIS S 0026を適用することを明記してもらいたい。	3-2	3	本基本構想では、建築物特定事業の実施に関する基準等として「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を示しており、当該設計標準では公共トイレについてJIS S 0026を適用するものとされています。今後の特定事業計画作成の際に、事業者に対し規格遵守について周知してまいります。	素案のとおりといたします。
19	教育啓発特定事業について、実施時期はすべて「継続」だが、上位計画の「さいたま市総合振興計画(実施計画)」の中に記載されていないものが多いので、対象事業名や内容を追加したほうが良い。	3-3	1	本基本構想は、バリアフリー推進に係る施策をより細分化して掲載しておりますので、さいたま市総合振興計画(実施計画)とは掲載の事業単位が異なっております。	素案のとおりといたします。
20	大宮地区の公共交通特定事業(バス)に、丸建つばさ交通株式会社(けんちゃんバス)を加えるべき。	3-7	1	大宮地区の公共交通特定事業(バス)は、駅前広場にバス停留所が設置されている路線バスの運行事業者を対象としております。いただいたご意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
21	各重点整備地区の事業内容で「交通バリアフリーに関する教育・情報発信」を記載した「ソフト事業(心のバリアフリー啓発も含む)」の記述が、平成16年設定の3地区(大宮、北浦和、浦和)はあるものの、平成25年追加された3地区(新都心、武蔵浦和、岩槻)には記載がないため、同様の追加検討をお願いしたい。	3-11 3-33 3-49	1	「交通バリアフリーに関する教育・情報発信」については、市域全体の取組である教育啓発特定事業に含むものとしております。より分かりやすくするため、記載方法を見直します。	ご指摘を踏まえ、ご指摘の事業は市域全体の取組である教育啓発特定事業と内容が重複しているため、大宮、北浦和、浦和の3地区についての当該箇所の記述を削除いたします。
22	3-44に記載の浦和駅の1日乗降客数は、2-20によれば約19万人ではないか。	3-44	1	ご指摘のとおり修正いたします。	ご指摘のとおり修正いたします。
23	浦和駅周辺で、同一建物の中にクリニック・薬局が数箇所入居しており、高齢者が駅から徒歩で通院する例が数カ所見られるが、生活関連施設の「地区の状況を踏まえて設定する施設」の医療施設に追加し、経路の見直し等は出来るか。	3-45 2-29	1	生活関連施設に設定する医療施設は、原則として病院(20床以上)としており、地区の状況によりそれ以外の施設(クリニック等)が地域の主要な医療施設となっている場合にのみ、当該施設を生活関連施設に設定することとしております。	素案のとおりといたします。
24	「①高齢者や障害者等、②高齢者・障害者、③高齢者、障害者等」と3つの同様な意味の言葉が出てくるため、(法律に記載されているものを除き)統一した使用はできないか。	全編	1	法令による記述をしている箇所を除き、表現の統一をいたします。	ご指摘を踏まえ、「高齢者、障害者等」に統一いたします。
25	視覚障害者をはじめとして、誰もが読みやすい文書とするため、文中数字の後の「.(ピリオド)」を「」空白」にするべき。	1-1他	1	ご指摘のとおり修正いたします。	ご指摘のとおり修正いたします。

「さいたま市バリアフリー基本構想（改定素案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
26	駅中心だけでなく、公園も重点整備の対象としてもらいたい。 西区の花の丘農林公苑にもエレベーターがない施設があり、車いすの方は利用できない。ぜひ、公園のバリアフリー化の推進をお願いしたい。	-	1	公園については、本基本構想で記載していない地区についても、次のようにバリアフリー化を推進しております。 ①新たに公園を整備する際は、「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、整備基準に沿った公園施設を整備しております。 ②既存の公園についても、改修等の際には、「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、可能な限り、整備基準に沿った公園施設を整備しております。 なお、整備にあたっては、今後も引き続き、利用者の意見を生かしながら、誰もが安心・安全に利用できるような公園づくりに努めていきます。 また、花の丘農林公苑につきましては、今後も引き続き、人的な対応等を含めた、施設の実状に合わせて可能な対応を行ってまいります。	素案のとおりといたします。
27	さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例には、バリアフリーに関する規定もあるが、届け出が必要な民間の事業はそうでもないが、公共施設には、これがないものがある。 例として、公園に関する整備基準のうち、「車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること」、「出入口からの水平距離が1.5メートル以上の水平面を確保すること」、「車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと」、「出入口が車道等と接する部分等には、線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設すること」などの規定が守られていないものがある。 これらの車止めや、点字ブロックなどがなかったこと原因で、事故があったとき、市は責任をとれるのか。障害者や高齢者は泣き寝入りしなければならないのか。 このようなことが起きないよう、事業計画時点はもちろん、事業完了後においても、障害者や高齢者の声を聴くべき。	-	1	公園については、次のようにバリアフリー化を推進しております。 ①新たに公園を整備する際は、「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、整備基準に沿った公園施設を整備しております。 ②既存の公園についても、改修等の際には、「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、可能な限り、整備基準に沿った公園施設を整備しております。 なお、整備にあたっては、今後も引き続き、利用者の意見を生かしながら、誰もが安心・安全に利用できるような公園づくりに努めていきます。	素案のとおりといたします。
28	鉄道やバスなどは、それぞれ企業各社の取組により成り立っており、対応方法も企業や個人に任せられ、市内交通網のバリアフリー化は、道半ばであると感じる。 さいたま新都心駅などの新しい駅は配慮があると感じる一方で、北大宮駅などの古い駅は、まだまだ配慮が少ないと感じる。 また、公共施設の中には老朽化が進んでいるものもあり、耐震補強や設備修繕などは行われているが、バリアフリーには至っていないこともある。 バリアフリー化は、中長期的には重要なテーマであり、このテーマの推進には、当事者の意見が役に立つと思われるので、いろいろと意見を伺いながら進めたら良いと考える。	-	1	引き続き、当事者の意見を伺いながら、バリアフリー化の推進に取り組んでまいります。	素案のとおりといたします。

■ 集計結果

意見提出者数	11名
意見項目数	28件
修正項目数	13件